

田沼主殿頭生立の事

附 御加増の事

爰に遠州相良の城主田沼主殿頭出生を尋に、父は

田沼市左衛門と云ふて、紀伊大納言吉宗公に御供して、**京**都へ来る。時に兄弟有、兄を市太郎、弟を良助といふ。

高三百石にて御小納戸なり、然るに兄市太郎拾七才、弟良助拾四才なり、兄市太郎不器量故、弟良助を

惣領にして出しける。良助拾四才の時、**拾五才**の書上にて出しけり。勝利し美童にして、才智万人に勝利、享保

2 十九寅三月十三日、部屋住にて御切米三百俵被下置、

家重公の御小姓に被召出、同廿年卯三月四日、父跡式被仰付、六百俵となる。元文二年巳十二月六日、叙官五位下主殿頭

になる。延享**四卯**九月十五日、御小姓組番頭格に成、御増高貳千石被下置、寛延元辰閏十月朔日、御小姓組番頭被仰付、

奥向兼帯御加増千四百石、都合本高貳千石、同四年未十月十八日、御側被仰付、御用**御**取次に成、宝曆五亥九月九日、三千石

御加増、都合壹万石、家重公御加増也、同十二卯年二月十五日**五**千石御加増、都合壹万**五**千石、明和四亥年七月朔日、御側

御用人被仰付、又五千石御加増、都合二万石、叙四品、遠州相良城主成、侍從被任、五千石御加増、都合貳万五千石、同辰年十月

十五日、又千石御加増、奥向兼帯、加判列被仰付、老中末座、都合三万石、安永六年四月廿五日、七千石御加増にて三万七千石

天明元丑年七月十五日、壹万石御加増にて四万七千石、同五巳年

正月廿八日、壹万石御加増、都合五万七千石なり。時に同六年午八月廿八日、病氣に付御役御免、**鷹**之間詰被仰付、享保十九年より天明六年迄、五拾貳年の間、御加増十度なり。

享保五年の生と書上也、**実**は六年の生れにて六拾六才也 然るに市左衛門存命の頃、市太郎乳母の子に**吉五郎**といふて、伽羅の油売、本郷貳丁目に有、美男成若者なれば、供侍に抱置ぬ。是今の井上伊織也。時に天明

四年三月廿四日、於殿中、子息山城守横死の事を聞に、番丁御厩谷に新御番佐野善左衛門といふ仁有。其昔佐野源

左衛門常世六代の孫にして、佐野刑部国言と云ふて、上州片岡の郡に有つて、足利二代義詮公に奉公して、常世

よりの二十七世佐野善左衛門藤原正言也、代々の系図持来れり。然るに田沼家には大身といへども系図なくして、主殿頭

是を聞及び、上州片岡郡佐野の郷に昔し田沼大明神の社有り、佐野国言の建立也、此田沼大明神の由来と云

は国言住国の砌、此辺深田也、土民甚だ及難義、国言此事

3 聞て産神一ノ宮大明神へ願ふて、神の山崩し、深沼を埋め、極上の田地となす。土民等難有思ひ、佐野家繁盛

の為に一社を建て、**吉田二位**殿に願ひて、正一位の官下り正一位田沼大明神と奉崇る。然るに主殿頭思ふに、若

佐野家の系図有ば、我系図を作る種ともなるべしと思ふて、夫ち御小納戸役佐野新左衛門と云ふ人有、主殿頭

此仁を頼呼寄せ、色々馳走いたし、系図の事を聞ければ、其義、新御番佐野善左衛門方、本家なれば、彼方に有之由

被申ける。然ば貴殿取成にて、少しの間借用申度と被頼

ければ、先は善左衛門へ咄見んと帰宅被致ぬ。然るに新左衛門

善左衛門方へ来て、段々此訳を被頼ければ、善左衛門被申けるは、家に大切の品なれば、其義は御用捨可被下と被申ければ、新左衛門申されけるは、今出頭の主殿頭殿事なれば、是を貸給わばり、御役替の種と成べし、さすれば御先祖への御忠孝成べしと、色々被申ければ、其理に服し、然ば大切の品なれども、御言葉に随ひ御貸可申也、御覧の上、早々御返し候様に頼申候とて、系図取出相渡ける。新左衛門は甚だ悦び急ぎ神田橋へ参ける。主殿頭悦ぶ事限なく、新左衛門には色々音物を送り、先我先祖は、其昔藤原の姓也、末にして佐野一家末、絶の砌に、先祖上州に有て、母方の田城を名乗、此時に源の姓に替るといふ。子無事をかなしみ、田沼明神へ立願して、吉人の男子をもふけ、是を明神の一字願、田城の田の字を付て田沼と直す、其子を田沼七郎直行といふて、足利八代の武將義政に仕へて、其後廿六代にして、田沼新助、其子市左衛門、俣良助、次に侍従に被任、主殿頭成と嘘八百を交て、家の系図を作るは、平賀源内といふ者の作也。其後色々返し被呉候様にと申遣けれども一向其儀は知り不申、借り候覚なし等といふて、不取構

4

時に善左衛門、無念止時を得ず、然ども、若もや役替にてもあるやと、今日翌と待けれ共、更に其沙汰もなく、月日を送りける。然るに其頃、大納言様、目黒御成の砌、新御番衆も御供也、時に大納言様、善左衛門へ上意有て、善左衛門は弓を引違ひ、鷹一羽射留ける時に大納言様御感不斜、御召の御羽織を善左衛門へ為取よと仰有ける時に田沼山城守も御供也、直に罷出て、新御番頭蜷川相模守を呼て

被申けるは、貴殿組下佐野善左衛門儀、仰もなきに鷹一羽射留し、其上御前をも不憚、御眼前に向つて矢をはなつ事、武門の致所にあらず、早々差扣致さるべしと被申ければ御褒美の御羽織も相止、鹿相の御詫にて、御成を被帰ける。夫より晝夜田沼家を恨事止時なく被思けり、其後御咎も済て、新御番役を勤けれども、只々田沼家を恨む心に絶ず思れけるも道理也

佐野善左衛門田沼家を恨事

附 奥方力を付る事

時に善左衛門殿は、三月中旬、座敷の修復・畳替等為致三月廿三日の朝、奥方に向ひ被申けるは、其元少々訳有之ば、倅を連、駿河臺の里へ被参べしと被申ければ、奥方驚き是はいかなる事にて左様にのたまふや、訳も御座候はゞ、御咄為聞被下べし、定て我等へあき給ひて、妾等にても入給ふ邪魔にも成やと被存、然れ共、一度縁を結び、一子込ももふけし上なれば、何く里へ歸るべし、左様の事は思ひも寄らず候也。若又邪魔になり候と思召候はゞ、屋敷の片すみへ成共被差置被下候得と、涙と共に被下ければ、善左衛門殿只もくねんとして被居しかば、夫にても御氣遣に思召候はゞ、是にて自書して果可申と、善左衛門殿差添に手を懸け給ひしかば、善左衛門殿其手をしかと取らへ、尤の事也、はやまり

5

給ふ事なかれ、其元にも武士の娘、武士の妻ならば、我申事能聞給へ、かならず驚給ふな、我家はそもく知らるゝ通、源左衛門常世の末孫也、今少身なればとて、武士は武士なり、田沼家に家の系図をだましとられ、隠居を初、

諸親類へ何と申訳可致哉、其上目黒御場先の手柄致せし御褒美迄、山城守が為にむなしゅう空せられし恨、何卒田沼を一刀恨度思へ共、席違と云い、大身の彼が事なれば、心に任せず不及是非打過ぬれども、明廿四日、当番なれば、何卒運を天に任せ、一刀恨んと所存を極めたり。尤主殿頭を打て捨ば、山城守後々迄親の跡を継、威を震ふべし、山城守を打時は、根をたちて葉をからす道理也。何卒柳生の先師の御影にて、一流の奥義を躰し度思ふ也。刀は先祖善左衛門、三代將軍家光公より拝領したる来国広三尺式寸、鏢つがは美作紀内の作にて、南蛮鉄に金の葵を散し柄は針金の塗柄也。是にて仕留る心也。夫故倅を召連、里へ行かるべし、今日が此世の別れとて涙にこそは、むせばれけり奥方は此訳を聞れしより、みちくる涙を押隠し、其訳承候上は、何かわ以て悲む事の候べき、家の外聞、先祖親類への申訳、且は今日本國中にて乳呑児迄も悪まぬものもなき田沼を打給ふならば、戦場において討死仕給ふよりも、諸人のおもわく、譽を取給ひ、名は末代に残し給ふべし、必倅儀は安事あんじ給ふ事なかれ、生長の上は宜敷武士に取立、名字なづなはいかに云ふ共、性(姓)は何分佐野姓に致べしと、勇を付られし心の内ぞ頼母敷、善左衛門殿も此一言を聞れしより、其元左様に存じての上は、別れの盃せんとして、日の新敷茶碗を取出是は佐野軍陣の立出に代々新敷茶碗にする事也仍、此例を引れしにや、此茶わんにて別れの盃被致、子息へは佐野代々伝わりし三ヶ之庄の墨付添、是さへ有

6

ならば、末々に至り、佐野家の立べき事も有べし、随分

大切に致さるべしと、夫ち奥方の道具少々、僕にもたせ若殿一所に駿河臺の里へ行れぬ。然るに奥方も里にて此事一切咄し被申すと云へり。

佐野善左衛門家来に暇遣す事

附 家来久右衛門忠言の事

扱、善左衛門殿は下女三人、侍吉人、中間四人を呼被申けるは、少々訳有之事にて、皆ものへ暇遣也、然共、其方共久敷我屋敷に勤るに依、急に暇遣事難義及べしとて、男女共に金子少々宛遣し、暇をぞ遣ける。扱又屋敷に年久敷勤し深田久右衛門と云へる親父有、是を一問へ呼んで酒等のませ蜜に申けるは、扱召仕ども事、少々訳有之に付、皆々暇遣したり、其方儀は玄関を掃除致、家に伝る旗四本、鎧・長刀・具足等を饒、扱夫より明日、我等登城可致、侍式人中間三人雇へし、供廻り直に御城より面々の家へ可帰由申聞置、鎧計屋敷へ持歸るべし、扱其方は、我屋敷に年久敷実躰じつていに相勤たる者故、我心底の程を蜜に咄聞する也とて、存念の訳、具に申聞、此事必明晩迄他へもらす間敷といふて、金子貳拾両取出し、久右衛門へ遣、此一場相済込我屋敷に居べし、如何様の尋有る共、何れも不存と計申べし、又事済候はゞ、此儀内々にて、四谷隠居方へも相咄可申と語りければ、久右衛門大に驚き、ひたすら涙にくれ居たりけるが、漸々涙をほらひ申けるは、存懸無事を承りぞんじかけなほしてとこふ御答可申上様も無次第也、未御年若なる御前を先立申上、此親父め白髪首を抱へ、御隠居様や駿河臺様へ何と申訳可仕哉、此御屋敷へあなたの御二つの時より御奉公申上て、今かゝる御用にも不相立、老ぼれめを御不びん加へ

させられ被下置候儀、難有御高恩、如何仕候てか、少しも報じ
7

奉らんと思ひの外なる此珍事、今としの拾年もせめて

若く候はゞ、何の主殿・山城、登城の折から、父子の内、何れ成共
せめて言人、如何様にても手段をめぐらし、切殺可申御意返がえし
少も休め可奉手段も相極可申候得共、夫も此身分に

候へば、所詮及申さぬ事也、御留申上候とても思召被極候訳
も、至極御尤の御事に被存候得ば、何れ御留申上候迎も、此上

思召返され、御留り可被遊御心底とは不存上候得ば、無是

非御事、左程思召被極候上は、乍恐随分御せ急き不被遊、首
尾能御本望被遂候様にと、私兼々信仰の讃岐国金毘

羅へと命がけの大願を箠め、御本望を遂させ可申、其後

は御菩提の為、法躰ほつたい仕、廻国まわ式十四拜等にも罷出、御菩提
を弔ひ可申上候、必々御跡の義、何事も御安事不被遊、向ふ

的は山城守に候得ば、首尾能思召のまゝ、御本望を遂候得と
涙ながらに申ければ、善左衛門殿にもしばらく涙に呉れ

居られしが、暫有て、久右衛門へ被申けるは、何いふも急なり、
早々人を雇へしと被申付、夫より玄関等掃除させ、家の

伝る所の左文字・赤地の四（幟）半、国定・国次の刀、桜小実さくらこみの
鎧二領、南蛮鉄の細金の兜、其外鎧・長刀・弓矢込あやこ置

て、其夜は水垢離して諸神を拝し、久右衛門と諸共もろ、夜の
明るを今やくと待れける、心の内ぞ是非もなき

佐野善左衛門、田沼山城守を打事

附 水野本次郎勇智の事

松平対馬守手柄の事

明れば廿四日、すでに供廻りも揃ければ、誠に戦場へ出陣の

心にて、久右衛門へも盃して、此末々の事共荒増申聞頼置、
時刻も移る成と涙隠して出立れける、久右衛門も今を限

の出立なれば、只々御本望とのみにて、とこふの言葉なく、跡を
したい、しばしが程は跡に差添、見送りしが、宿留守も明、余
所目も悪しと被申ければ、是非もなく立留り、後ろ影

8

の見ゆる迄見送りて、内へこそは入にけり、心の程思ひやら
れて哀也、扱善左衛門殿には登城し、新御番衆詰所へも

不被参、如何の所に立忍んと思案被致ける所に、殿中焼火
の間は、諸役人退出の節、通り所なれば、此所こそ能忍所

也と被思ければ、我詰所へはそこくにして、焼火間障子脇
に片陰とって、今やくと忍び待居たり。山城守殿には

夢にも斯と知られたりければ、此处を通りかゝられけるぞ、
誠に運の極め也、是に又其朝、田沼家に凶事有りしは、其頃

稻荷堀屋敷普請有けるに、未出来上り不申、大工棟

梁、其節奥の間違にて用向を上られ、其上、扨一向に被呉
ず、色々と願けれ共、門留込被申付、少々も扨方不構故、棟

梁甚難義に思ひ、無是非、稻荷堀表門囲の内に、廿三日
の夜、首くゝり相果たり。此由、夜明て見出し、役掛より

申達ければ、山城守殿にも此趣聞れて、少々気に掛ら
れけるが、はたして其日横死の前表ぜんひょうとしられたり。乍去

いつもの通登城被致ける所、御退出頃にも成ければ、太田
備後守殿・米倉丹後守殿同道にて、山城守殿跡より一所に

退出、通り懸られける時、善左衛門殿、元より待もふけたる事
なれば、備州・丹州殿をやり過し、三尺式寸の来国広

真向に抜かざし、数年のあだ、殊更目黒御場先の恨

の刃、善左衛門が太刀味御覽有とて、走り掛けて一打に切掛られし所、あまり心せかれし故、焼火の間の鴨居に太刀先切込たり、南無三仕損たりとて、二の太刀にて切付られしに、今度肩先へ切込たり、山城守殿には其節、大に驚きあわてさわぎ、退出せんとせられしを、追欠け行、脇腹より腰のつがい(番)を突通し、一とえぐりえぐられたり、其時丹後守殿立ふさがり、次の間へ逃し、備後守殿と兩人にて抜合、さゝゆべきには、殿中也、組留んと被思

9

けるには力及ず、只々出合くと見がまへのみして居られる所に、大目付松平対馬守殿始、安藤郷右衛門殿・松平田宮殿皆々欠付被申けれ共、誰有て組留んとする

者言人もなし、かゝる所、松平対馬守殿行年六拾九歳

老の腕にてやがて飛かゝつて組留られたり。時に善左衛門被申けるは、誠に全く乱心にては無之、只々山城守さへ打おふ

せ候得ば、存残す事無御座候得共、打もらしたる事の残念さよと、齒がみをなして被申ける。対馬守殿被申

けるは、殿中をも不憚、不届至極の振舞也、作法の通り

大小をもぎ取、焼火の間へ下緒繩さしおにて置にける。其節

殿中は、上を下へと騒動しければ、御小姓水野市太郎殿山城守嫡子

後に相模守なり立出、被申けるは、是しきの事に御前の御側を立

さわぐ事如何也、懸りの役人より外、奥の衆中立き

わぎ給ふ事なかれと被申ける。実に少人の言葉には

天晴の一言なりと諸人静りけると也。時に善左衛門殿

懐中より一卷を取出、被申けるに、何れの役人へ預けられしや、取り昇せたるまゝ、其人を覚ず、残念成事なり、

此一巻一向出ざりしは、誠に主殿頭殿の威光強故也、

此一巻の内に新左衛門殿へ頼の手紙の頃よりの次第一々主殿頭悪事を書あらはしたる此一巻無故乱心に究しは残念の

事共也、時に平川口へは両町奉行立合にて、善左衛門殿をば網乗物にて、与力四騎、同心四拾人にて取囲、揚り座敷へ行れける、田沼家には、山城守殿駕籠釣らせ、屋敷へ引取れける、誠に外法の下り坂と町々を初、聞程の者共申けるとかや、夫より田沼家には、色々療治被致けれども養生不相叶、終に相果し候と也

評定所にて蜷川相模守口(憤)る事

附 山村信濃守才智の事

去程に、三月廿九日、評定有之処、松平周防守殿・久世大和守殿・太田備後守殿。米倉丹後守殿・松平対馬守・久松

10 筑前守・御目付安藤郷右衛門・野々宮頼母。新番頭蜷川

相模守・両町奉行、其外御徒目付・御小人目付・当番御坊主

四人、皆々相詰ける時に、善左衛門殿を与力・同心取囲ひ、評定所へ罷出、白砂へ居けるまゐ。其時蜷川相模守殿被申

けるは、支配佐野善左衛門儀、殿中をも不憚、不届者には候得共、未新番役不被召上内は、天下の御旗本なり。

いかでか白砂へ置給ふ儀、古例に有之儀哉と被申ければ、

周防守殿初として、相州の言葉をかんにして、評定所の

縁頼へ上置ぬ。時に周防守殿被申けるは、其元儀、乱

心とは乍申、殿中をも不憚、真劔に及、天下の御目代

たる若年寄役相勤る山城守に手(疵脱カ)を為真候段、

如何の儀に候哉と有ければ、善左衛門被申けるは、御詮議の申披き一々書写、一卷に致、懐中仕罷在候得共、縄目に

及候節、御立合御役人衆中へ御預置申候得共、一向に御面をわすれ候故出不申、是迎も誠、主殿頭殿御威勢に

恐れ、預りし御方可有候得共、出し不被申も尤に被存候、此上如何様申披仕候共、無詮候也、然るに昨夜、風聞承候得ば、山城守殿も被相果しとの儀、此上は世に思ひ残す事も候はず、御殿中を騒し、御目代たる山城守殿を打たる重罪人に候得ば、如何様の御仕置に被仰付候共、露程も天下へ対し、御恨無御座候と被申ければ、一座の面々、誠の武士也と皆々袖を絞りける。時に蜷川相模守殿被申けるは、両町奉行所承度儀有之候、前々より例有儀に候哉、御役御免も無之新番の御旗本を、陪臣同然に揚の牢へ被遣候段は、各方の被致たる儀に候哉、又は主殿頭殿の御役儀に恐れ、斯く被致たる事哉、此儀如何と、いたけ高に成て被申ける、誠に支配下を我子の如く思わるゝは、頭たる者の本意也と、諸人、相模守殿を誉ぬ。時に甲斐守殿暫赤面して有しが、山村信濃守被申けるは

11

相模守殿御尤の仰也、此儀甲斐守一向存知無也、拙者新役故、一向に心付不申、常の召捕人同然に致たる段、不調法此上も無義也、此段御用捨被下べしと、人の鹿相を我身へ着る事、先役甲斐守をかばわれし才智の程、相模守殿始、諸人信濃守殿を誉ぬ者はなかりける。扱其日の評定は終りけり。

佐野善左衛門切腹の事

附 松平对馬守御加増の事

時に四月三日、揚座敷において、佐野善左衛門切腹被

仰付、検使として、大屋遠江守其外御徒目付・御小人目付・

与力同心立合、介錯人は同心老人、扣式人、扱揚り座敷

切腹の作法、白張屏風一双半。縁り無之畳式置、善左衛門

は水上下、浅黄小袖、白絹のじゅばんにて、座したる時、

大屋遠江守殿被申けるは、其元儀、去る三月廿四日、乱心とは

申ながら、殿中をも不憚及刃傷、田沼山城守へ手疵を

為眞、終に山城守相果候上は、死罪にも可被仰付筋

成れ共、御慈悲以切腹被仰付、仍為検使大屋遠江守

罷越たりと被申ければ、善左衛門殿、其時手を突、御検使御

苦勞千万奉存候、先以下拙義、重々科人たる身を、重罪

にも不被仰付、御憐愍を以武士の作法切腹冥加至極

有難仕合奉存候とて、立合の役人へも一礼有て、其後

被申けるは、只今被仰聞、承知仕候処、山城守殿義被相果

しとの儀、是さへ承候得ば、無此上本望成迎、九寸五分押

戴、勇々敷切腹被致ける時、介錯有ければ、一座の面々も

袖をぬらされけると也、死骸は親類へ被下置、浅草

門跡の内、神田山徳本寺へ葬ける。扱主殿頭殿は、其頃

不首尾成しと、評判有しが、大に相違し、又々出勤有

不相替御役義被相勤ける、殿中騒動の時、不首尾の御役

人数多有ける中に、大目付松平对馬守殿計、老年のしわ

腕にて善左衛門を抱留し事、誠に老人の心掛の動、為御

褒美式百石御加増被下置けり、扱又其節願書一卷

善左衛門殿立合、役人の内へ預られけれ共、主殿頭殿の

威光に恐れ、誰持出るものもなかりけるは、残念成し事

共也、主殿頭威勢強、御旗本衆は不及申、諸大名よりも

縁を結び、養子・姫等を貰ふ人、其数を知らず、扱又家老・用人の娘子ども、又は妾辻縁を求めて貰ひし旗本衆も有之、誠人面獸心とや可申、未々斯可有事は、眼前也、愚なる人にやと町家百姓迄も笑ひけると也

稲荷堀屋敷の事

附 依田豊前守殿大丈夫の事

時に先年、御部屋様花火御見物の由にて、主殿頭殿奥向を拵、近々御出の前方より泉水の中へ、海見額といふ御涼御殿を建られんと思われし日より、諸事大小名衆より進物等被送寄せ、石・珍木等其数おびたゞしく、不日の内に出来上りたり、海見額荒増の次第を聞に、拾二畳敷、四方柱は黒柿・唐楳・紫檀の類にして、畳にあらすがま織の薄縁也、縁は古手錦、床板なく、真鍮網にカラ金を入れて床下を張、屋根は真鍮の瓦にして、上の玉銀也、四方風鈴銀にて、拾六枚の障子、何れも硝子にして腰通り水入、金魚を放し、天井も水入硝子、土佐絵に藻海草を画せ、是も鮒・金魚を放し、違い棚床の間は黒檀、たがやさんの類を遣ひ、掛物は古法眼、唐の越州の錦にて表具したる三軸也、置物は曾根家より送れし銀の鶏也、花活は小堀氏より送りの伽羅の横節、日本に二つの花生也、続御殿より海見額へ移る橋を朱塗にして、銀のぎぼつし、橋下を青砥・天草砥石にて組上たる石垣也、泉水は大川へ続、水門を開けば、鯉・鮒、すばしりを

13

捨餌にしておいて呼、船三艘、屋形を総丸と云ふて、九鬼氏よりの進物也、網船・屋根船等也、誠に清隣額、唐の

玄宗の昔語を見聞ごとく也、扱て御殿出来あがりければ、御部屋御入、近日に極りける時に、東城三士と呼ばれたる御留守居にて、依田豊前守殿行年七拾八才にして、我儘直道の

生れ付成ければ、御部屋様御入の儀、色々手紙にて申遣と云へ共、更に内談に不及、時に主殿頭殿、御番所の前に居合せられしを、幸に豊前守殿、主殿頭殿へ被申けるは、此間

は御部屋様を其元様御中屋敷へ御出の事、相成申さざる事に候、其義は御部屋様と計申ては軽々敷思召れての義候哉、大納言様御出生の上は、御台様同然也、將軍幼君など、時によりては尼將軍のごとく、政道の事も御聞可有御身を、軽々敷妾同然に、夜分入船にて花火御見物等と申儀、東城以来聞覚不申事也、乍恐、此豊前守御留守居相

勤候内は、如何様御内談有之候共、罷成不申と、いたけ高に成て被申ける、主殿頭殿被申けるは、然れ共、御部屋様御望と被申ければ、豊前守殿被申けるは、御部屋様御望なれば、私を以願の筋也、是以御老中職の御言葉共覚不申、此儀に付、御両所様より御叱も候はゞ、豊前守切腹仕計と、一寸も引ず被申ける、東城三士の侍也と御側の面々辻、眉をひそめける、仍かく辻作り上たる海見額の御出も止けるとぞ、城に豊前守殿勇智故、主殿頭殿も残念の胸をこらへられけると也

説に曰、東城三士と申は、大久保彦左右衛門・水野十兵衛、後に山城守、依田豊前守我儘直道の侍也

佐野善左衛門墓群集并山城守葬礼の事

附 医道重罪

爰に浅草門跡地中神山山徳本寺へ善左衛門葬、其日より誰行となく参詣人群集する事おびたゞし。何者の建ける

にや、世直し大明神といふ幟を数十本建ける。直に寺社奉行
14

へ聞へ候ければ、井上河内守殿より差留の為、家来参りて留守
といへ共、中々留らず、門外より散銭を投げる事おびたしく、
依之、河内守殿・阿部備中守殿へ相談被有しに被申けるは、
誠に善事なればこそ、諸人参詣いたし、不構参詣為致

可然、若も老中衆より御沙汰も候はゞ、備中守申披可致と請
合被申ければ、夫より参詣の事も、其儘に捨置けるとなり、
善左衛門宅に飭置たる武具等は、不残徳本寺の宝物と成て
毎出土用干に是を出す也、又田沼家には山城守葬礼

四月十二日也、寺は駒込勝林寺、神田橋屋敷より暮六半時也、
此時神田三河町吉丁目より菰かぶりたる乞食八、九人も出て、
下されといふに、一銭も不呉、段々乞食共ふへ、石を投る事おび
たゞし。其先々菰かぶりの中に常の町人奴、手廻り等受て
悪口を云ひ、石を投る事止す、やうくと駒込勝林寺へ納

ける。誠善なれば善に傾く、悪をすれば悪に傾く人心なれど、
佐野・田沼の両説、雷墨の違也と諸人申ける、山城守の墓には
上野御霊屋を称して惣朱塗也、いだてん門には金銀をちり

ばめ、石檀・石燈籠一对、去る大名衆より奉納也、牡丹薄金
九曜四つ菱等の家々の定紋を付、何氏として奉納す、大
名よりは使者を以香奠納め、本供にて参詣の大名衆も多
かりし、又旗本衆は七日く参詣被致輩多し、誠におろか

成侍計なれば、我々が器量にて出世はせずして、出頭へ金
銀を遣い、仏参等度々致、少し成共主殿頭御機嫌を

取成輩多かりける、誠に町人・百姓にはおとしたる魂なりと
諸人笑ひけると也